

# 東予港

## PORT OF TOYO



# 2026

## 沿 革

本港は愛媛県東部に位置し、東港、西条、中央、壬生川及び河原津の5地区からなっている。

(東港地区) 東港地区は、かつては新居浜港の一部であったが、新居浜港本港と同様に住友系企業と歩みを同じくして発展してきた。昭和39年、愛媛県の東予地区が新産業都市に指定されたことに伴い、東予新産業都市計画が策定され、この計画に基づき港湾計画を再検討した結果、東予港西条地区、壬生川地区と一体をなす東予港新居浜地区として東予港の港湾計画に編入され、昭和44年10月より県管理港湾東予港の港湾区域となった。

(西条地区) 西条地区は旧西条港であり、その起源は江戸時代初期藩主による河口港構築にさかのぼる。当時から付近一帯に広大な干潟があり、水路水深維持は困難を極めた。しかし、町勢の発展に伴い入港船舶、取扱貨物量が増大し、昭和9年4月には指定港湾になり同時に修築事業に着手、昭和11年に完成した。第2次世界大戦後に港湾衰退期があったが、経済復興とともに再び港湾改修の声があり、昭和23年度より整備が進められ、昭和39年に西条市が東予新産業都市の指定を受けるとともに、同年4月西条港が東予港(西条地区)として重要港湾の指定を受け、その中心地区として整備が進められている。

(壬生川、中央、河原津地区) 壬生川、中央、河原津地区は旧壬生川港であり、江戸時代初期新田開発と同時に築造され、海防の拠点及び年貢米の移出港として利用された。その後大正3年に一部港湾拡張がなされたが、本格的な港湾整備は昭和8年現在の富士紡績株式会社工場設立を契機に始められ、港勢は著しく進展した。昭和39年東予市が東予新産業都市の指定を受けるとともに、同年7月壬生川港が東予港(壬生川地区)として重要港湾の指定を受け、以来この地区の整備が進められている。

## みなとの変遷



## ■港湾計画の概要

本港の背後は、新産業都市の指定を受けて以来、愛媛県の工業活動の中核として重要な地位を占めており、臨海部に立地する工場の原材料及び製品の輸出入や、愛媛県と阪神地域とを結ぶフェリーによる人・物の移出入を中心に、産業活動及び地域の物流を支える拠点港として、本港は重要な役割を果たしている。

- 1) 背後企業の生産・消費活動の拡大に対応するため、外内貨物流機能の拡充・強化を図る。
- 2) 陸上交通体系と連携した海上輸送機能の強化に対応するとともに環境負荷の低減に資するため、フェリー機能の強化を図る。
- 3) 港湾と背後地域との連絡を図るため、臨港交通体系の充実を図る。
- 4) 大規模震災災害時における避難、緊急物資輸送等の対策を進めるとともに、震災時における経済活動を支える物流の確保を図る。
- 5) 港湾における快適な環境の創造を図るため、市民が海に親しむことのできる親水空間の確保及び地域住民等の交流に配慮した空間の創出を図る。
- 6) 港内に残された自然環境の保全に努めると共に、自然と共生する良好な港湾環境の形成を図る。
- 7) 港湾区域内における船舶の適切な利用を図るため、既設の係留施設の有効利用や新たな係留施設の整備を行い、船舶の適切な収容を図る。
- 8) 多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、陸域約1,200haと水域約13,800haからなる港湾空間を以下のように利用する。
  - ①東港地区、西条地区(東部、中央部)、壬生川地区(中部、東部)は、物流関連・生産ゾーンとする。
  - ②壬生川地区(北部)は人流関連・交流拠点ゾーンとする。
  - ③西条地区(北西部)、壬生川地区(北西部)は船だまり関連ゾーンとする。
  - ④西条地区(北西部及び南西部)、壬生川地区(北部)、河原津地区(東部)は緑地、海浜レクリエーションゾーンとする。

項目	数値
現在 港湾計画	340万トン
取扱貨物	1,740万トン
内(うちフェリー)	(780万トン)
入港総大標準船型	5万D/W級
旅客施設利用者	30万人

## ■港湾施設

地区名	施設名	延長(m)	管理者	構造
東港	東港防波堤	676	愛媛県	直立式堤
	王津防波堤	120	西条市	傾斜堤
	東防波堤	235	愛媛県	*
西条	西防波堤	326	*	傾斜堤
	古川第一防波堤	40	*	傾斜堤
	古川第二防波堤	100	*	傾斜堤
壬生川	壬生川防波堤	2,117	*	傾斜堤等

地区名	施設名	水深(m)	延長(m)	幅員(m)	備考
東港	東港航路	-12.0	1,250	250	
西条	西ひうち航路	-5.5	655	100	*
	中央航路	-5.5	1,600	100	*
中央	広江川航路	-1.0	400	15	
壬生川	壬生川航路	-5.5	800	100	

地区名	施設名	水深	泊地面積(千㎡)	備考
東港	東港(-5.5)泊地	-5.5	39	
	東港(-7.5)泊地	-7.5	37	
	東港(-4.5)泊地	-4.5	22	
西条	磯浦泊地	-5.5	64	
西条	西条港泊地	-4.0	115	
	西ひうち泊地	-5.5	114	
中央	中央泊地	-7.5	32	
	外港泊地	-5.5	500	
壬生川	内港泊地	-1.0	30	
	今在東泊地	-1.0	3	
	防波堤内泊地	-1.5	33	
	北条泊地	-5.5	82	
	壬生川小型船舶まり泊地	-2.5	35	

## ■荷捌き施設及び保管施設

地区名	施設名	管理者	面積(㎡)	構造	取扱貨物	要
東港	東港野積場	愛媛県	13,694	未舗装	砂利、砂、スラグ	*
	東港荷捌地	*	18,642	*	*	*
	西ひうち野積場	*	15,871	アスファルト舗装	鉄製品、雑貨	*
西条	西ひうち野積場	西条市	7,275	アスファルト舗装・砂利	*	*
	西ひうち野積場	今治造船株	7,468	砂利	—	—
	第1号	愛媛県	3,825	コンクリート舗装	米穀類、金属類	*
中央	第2号	*	2,767	アスファルト舗装・砂利	砂利、砂、鉄製品	*
	中央	*	10,897	コンクリート舗装	砂利、砂、石材	*
	新中央	*	5,844	アスファルト舗装	*	*
壬生川	北条A	*	11,073	*	その他木材	*
	北条B	*	6,500	*	砂利、砂、石材	*
	外港A	*	4,747	*	*	*
	外港B	*	3,792	*	*	*
	壬生川(船だまり)野積場	*	8,225	未舗装	—	—
西条市壬生川野積場	西条市	1,000	アスファルト舗装	砂利、砂、石材	*	

## ■自然状況

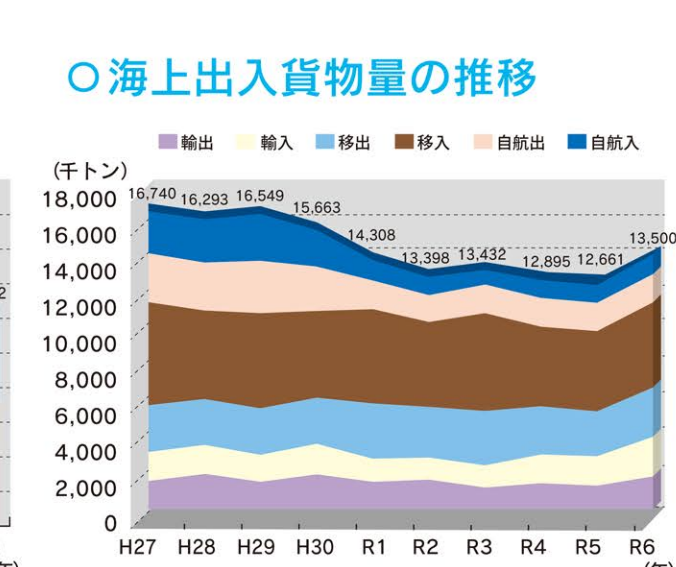
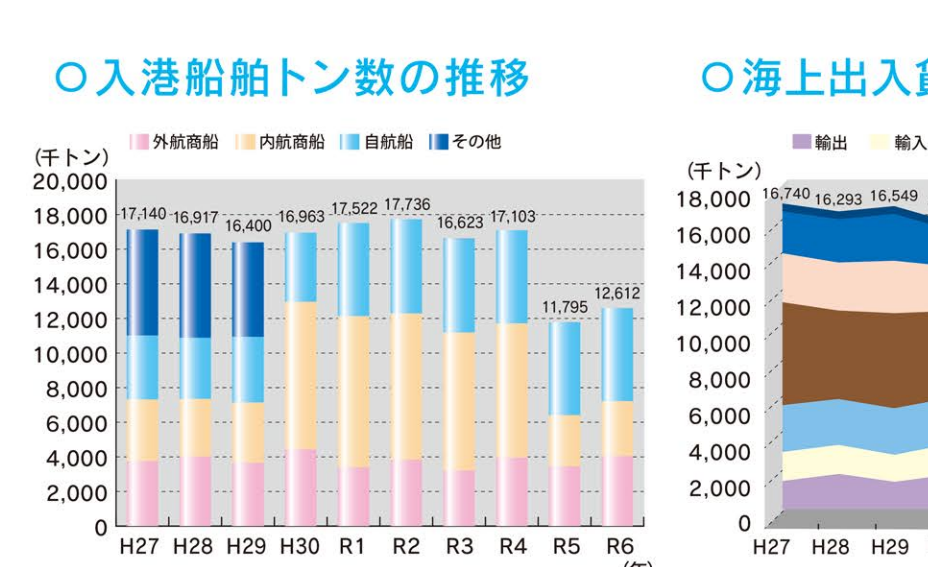
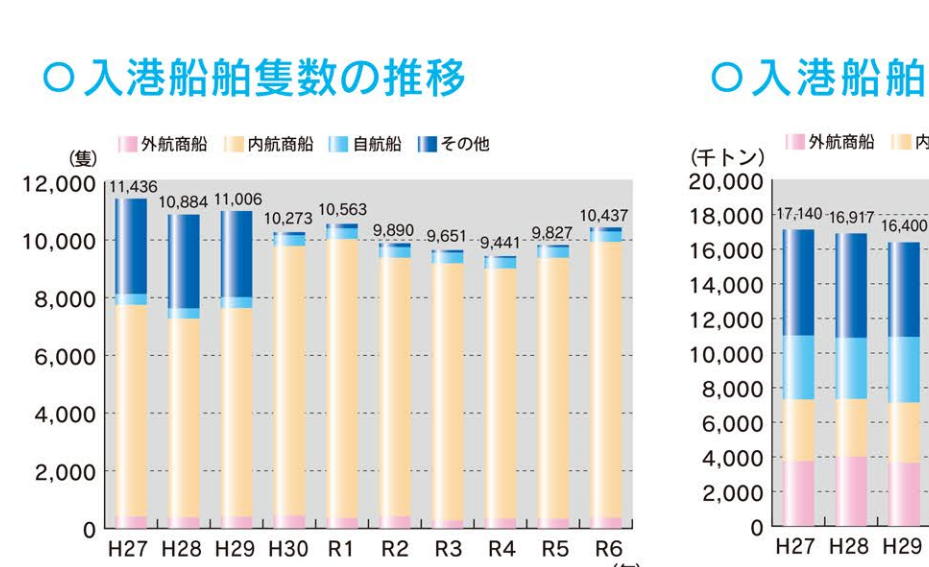
(1)地質 本港背後山麓には、東西に中央構造線が走り、それを境に地質が大きく異なっている。山間部にあつては、緑色片岩、黒色片岩が主体をなし、平野部にあつては砂礫層に厚さ15~20mの粘土またはシルト層が載っている。透水層と不透水層が互層となっているため豊かな被圧地下水層が存在する。

(2)風向・風速 年間を通じてS~SW方向の風が卓越している。風速10m/sec以上の強風の出現率は1%程度であり、年間を通じWSW方向が卓越している。

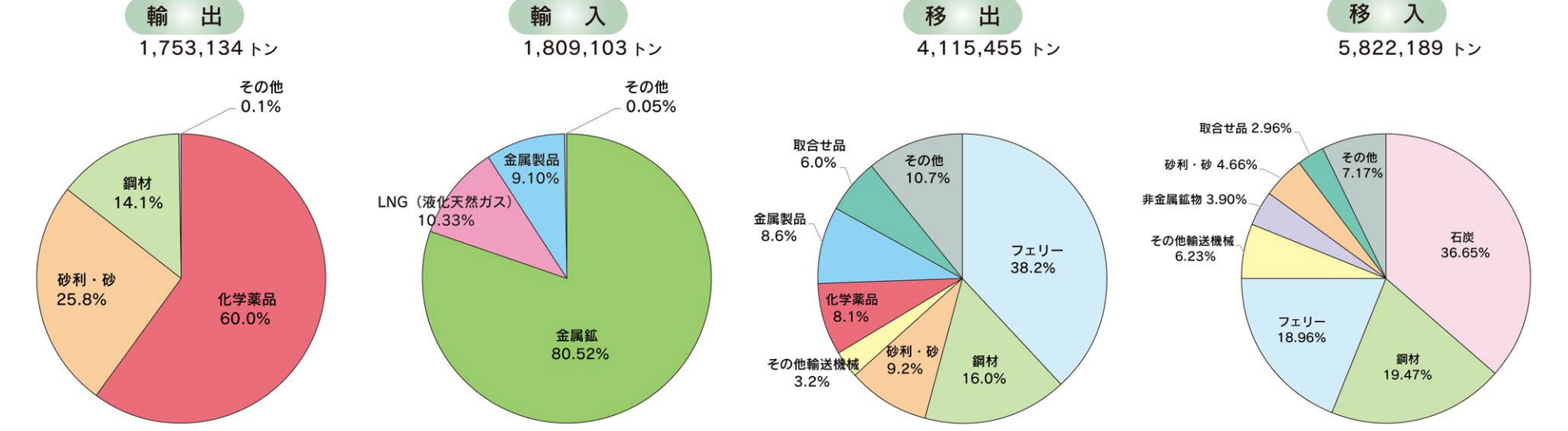
(3)潮位 潮望平均満潮位 C.D.L(+)  
3.800メートル  
潮望平均干潮位 C.D.L(+)  
0.170メートル  
平均潮位 C.D.L(+)  
2.000メートル  
過去の最高潮位 C.D.L(+)  
4.590メートル(昭和29年9月23日)  
過去の最低潮位 C.D.L(-)  
0.300メートル(平成17年1月11日)  
東京湾中等潮位 C.D.L(+)  
1.880メートル

(4)潮流 上げ潮時に東流、下げ潮時に西流が生じる。W方向ほど大きくなる傾向があるが、最大1.0ノット程度で比較的緩やかである。

## ■港 勢



## ○取扱貨物の品目構成 令和6年(2024年)



## 行政上の港湾に指定された年月日

年月日	内 容
昭和5年1月6日	内務省訓令による指定港湾となる(新居浜港)
昭和9年4月23日	内務省訓令による指定港湾となる(西条港)
昭和13年1月14日	内務省訓令による指定港湾となる(壬生川港)
昭和23年1月1日	間接法による開港に指定(新居浜港)
昭和26年11月1日	出入国管理令による出入国港に指定(新居浜港)
昭和28年8月1日	検疫法による検疫港に指定(新居浜港)
昭和28年10月1日	愛媛県管理地方港湾となる(壬生川港)
昭和28年11月12日	港湾法第4条第4項の規定により新居浜港港湾区域認可
昭和28年12月1日	港湾法による新居浜港務局設立
昭和29年4月1日	愛媛県管理地方港湾となる(西条港)
昭和31年6月8日	公有水面管理法による乙号港湾に指定(西条港、壬生川港)
昭和33年3月31日	海岸法による海岸保全区域指定(西条港、壬生川港)
昭和33年9月10日	植物防疫法による港湾指定(新居浜港)
昭和39年4月1日	東予港として重要港湾に指定(西条港、壬生川港)
昭和39年12月25日	統計法による甲種港湾に指定(西条港、壬生川地区)
昭和40年1月19日	港湾法による港湾隣接地域指定(西条地区、壬生川地区)
昭和40年3月3日	都市計画法による臨港地区指定(西条地区、壬生川地区)
昭和41年10月1日	新居浜港の一部を東予港東港地区として港湾区域変更
昭和46年6月22日	港則法による港湾に指定(西条港、壬生川港)

## ■位置・港湾区域

(1)位 置 本港は、北緯33度56分、東経133度10分、県都松山市から東へ約40km、瀬戸内海中央、愛媛県の東部に位置し、前面に鏡瀧を臨み、背後には周桑平野を隔てて雲峰石鏡山を擁している。

(2)港湾区域 大崎鼻(北緯33度58分44秒、東経133度4分5秒)から20度5,500メートルの地点まで引いた線、同地点から105度20分16.312メートルの地点まで引いた線、同地点から御代島三角点(北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒)まで引いた線及び陸岸より囲まれた海面並びに加茂川古川橋、中山川新兵衛橋各下流の河川水面、境川、大曲川、崩川、一ツ橋川、広江川各最下流口門下流の河川水面及び堀川船だまり水面。

ただし、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された河原津漁港の区域を除く。

## ■けい留施設

地区名	施設名	水深(m)	延長(m)	バース数	対象船舶(D/W)
東港	東港(-4.5)岸壁	-4.5	120	2	700
	東港(-6.5)岸壁	-6.5	180	2	2,000
	東港(-7.5)岸壁	-7.5	130	1	5,000
西条	西ひうち岸壁	-5.5	450	5	2,000
	中央岸壁	-5.5	270	3	2,000
壬生川	中央岸壁	-7.5	260	1	16,000
	北条岸壁	-5.0	110	1	3,000
	外港岸壁	-5.0	270	3	2,000
	外港岸壁	-5.0	140	2	1,000

## 大型船けい留施設(専用岸壁)

地区名	施設名	水深(m)	延長(m)	バース数	対象船舶(D/W)
東港	住友重機械工業・住友重機械岸壁	-5.5	336	2	9,450
	住友化学新居浜製造所・第16岸壁(ドルフィン)	-6.0	5	2	2,000
	住友共同電力・石膏棧橋(ドルフィン)	-5.5	34	1	2,000
	住友共同電力・住友共電棧橋	-5.5	105	2	1,000
	住友金属鉱山・別子硫磺バス	-12.0	170	1	30,000
	新居浜LNG・新居浜LNGバス	-14.0	435.58	1	87,194
	住友金属鉱山・鉱山岸壁	-4.5	142	2	1,000
	住友金属鉱山・水幹棧橋	-4.5	30	1	1,000
	住友金属鉱山・硫黄重油棧橋	-4.5	38	1	2,000
	四国電力・荷揚棧橋	-5.5	20	1	2,000
西条	四国電力・荷揚棧橋	-5.5	110	1	2,000
	今治造船・今治造船岸壁	-5.5	686	2	15,000
	今治造船・今治造船岸壁	-7.5	449	2	25,000
	今治造船・今治造船岸壁	-5.5	135	1	2,000
	今治造船・今治造船積装岸壁	-7.5	450	1	220,000
	今治造船・荷揚棧橋	-5.5	910	1	205,000
	高鍋造船・荷揚棧橋	-5.5	120	1	2,000
	住友重機械工業・織鉄岸壁	-5.5	150	1	—
	住友共同電力・荷揚棧橋	-5.0	40	1	2,000
	住友共同電力・ドルフィン	-5.0	40	1	2,000
壬生川	日本製鉄・さん橋(A)	-5.5	138	1	2,000
	日本製鉄・さん橋(B)	-5.5	145	1	2,000
	日本製鉄・さん橋(C)	-5.5	90	1	1,670

## ■臨港交通施設

地区名	施設名	延長(m)	幅員(m)	構造
東港	東港臨港道路	1,152	13.0	コンクリートアスファルト
	西ひうち東西線	783	6.5	アスファルト
西条	西ひうち南北1号線	460	6.5	アスファルト
	西ひうち南北2号線	460	6.5	アスファルト
	西ひうち野積場線	460	6.5	アスファルト
	朝日市南北1号線	123	6.5	コンクリート
	朝日市南北2号線	123	6.5	コンクリート
	朝日市海岸線	207	6.5	コンクリート
	朝日市野積場線	76	6.5	コンクリート
	喜多川海岸線	247	11	コンクリート
	喜多川野積場	74	6.5	コンクリート
	西ひうち線	86	6.5	アスファルト
中央	1号地線	1,055	6.5	アスファルト
	中央臨港道路	2,213	7~7.5	コンクリート
	北条臨港道路	2,531	25	アスファルト
壬生川	壬生川臨港道路	1,024	12	アスファルト

## ■その他施設

地区名	施設名	管 理 者	棟数	面積(㎡)	構 造
中央	旅客上屋	四国開発フェリー一輪	1	810	鉄骨造

## ■港湾施設利用料

種 別	区 分	単 位	金 額	
港 銭	旅客(13歳以上のもの)	1人1回につき	2.3円	
	旅客(6歳以上13歳未満のもの)	1人1回につき	1.1円	
	貨物	1トンにつき	2.3円	
桟橋入場料	13歳以上の者	1人1回につき	30円	
	自動車	1台1回につき	766.7円	
係 船 料	自動車及び乳母車	1台1回につき	87円	
	プレジャーボート係留施設使用料	東証船舶係留施設以外の施設	縦長1メートル24時間までごとにつき	320円
		東証船舶係留施設	縦長1メートル24時間までごとにつき	800円
	可動橋使用料	定期船	1隻1月につき	3605.2円
不定期船		総トン数1トン1回につき	1.4円	
入 港 料	定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	5.1円(4.7円)	
	不定期船	総トン数1トン1回につき	1.1円	
貨物通過料	船舶(総トン数50トン未満の漁船及び渡漁船を除く)	総トン数1トン1回につき	1.1円	
		1トンにつき	品目ごとに異なる	

その他の港湾施設使用料				
港湾施設	区 分	単 位	金 額	
野積場(県管理)	舗装	1平方メートル1日につき	4.1円	
	未舗装	1平方メートル1日につき	3円	
野積場(市管理)	舗装	1平方メートル1日につき	3.7円	
	未舗装	1平方メートル1日につき	3円	
泊 地	定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	0.3円	
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	1.1円	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	650.3円	

## ■港湾関係先官公署

名 称	所 在 地	電話番号
法務省高松出入国在留管理局	〒790-0066 松山市宮田町188-6(松山地方合同庁舎内)	089-932-0895
松山出張所		
財務省神戸税関	〒792-0011 新居浜市西原町2-7-55(新居浜港湾合同庁舎内)	0897-32-3405
新居浜税関支署		
財務省神戸税関	〒794-0013 今治市片原町1-3-2(今治港湾合同庁舎内)</	